<講座用テキストレジュメ用: 労働編>

※注)この「条文改正に伴う補正情報」は、<u>平成29年4月10日時点</u>における情報です。 また、この情報は、テキスト掲載分に対応する補正であり、<u>改正内容の全てが網羅され</u> ているものではありませんので、その点にご留意下さい。

1. 労働基準法

◎補正事項なし

2. 労働安全衛生法

◆新旧対照表

改正後	改正前	
	p59「ちょっとアドバイス!」1 つ目の□の	
	2 行目。	
(670 品目)	(640- 品目)	

3. 労働者災害補償保険法

◆新旧対照表

改正後	改正前	
	p35「ここをチェック!」5 段目ホ) 1 行目。	
要介護状態にある配偶者、子、父母、孫、	要介護状態にある配偶者、子、父母、 配偶	
祖父母及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母	者の父母並びに同居し、かつ、扶養してい	
の介護	る孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護	
	p82「ちょっとアドバイス!」1 つ目の□の	
	図表内「介護補償給付の額」掲出順。	
105,130 円、52,570 円、57,110 円、28,560	104, 950 -円、 52, 480- 円、 57, 030- 円、 28, 520	
円	円	

4. 雇用保険法

◆新旧対照表

改正後		改正前	
		p49 図表左列2段目「申出期限」の1行目。	
	至った日の翌日から、当該者に該当するに	至った日の翌日から 起算して1箇月以内	
	至った日の直前の同項第1号に規定する基		

51「(1) 所定給付日数」の表中、算定基
と
資格者。
○30 歳以上 35 歳未満である者 90 日
○35 歳以上 45 歳未満である者 90 日
557「(2)基本手当の支給に関する暫定措置
(法附則4条)」は、全部差替え。
61~62「8 給付日数の延長に関する暫定
措置(法附則5条)」は、全部差替え。
98「ADVANCE」図表内の【暫定措置】(法
付則 10 条)は、全部差替え。
105「ADVANCE」b) 短期訓練受講費の①支
治要件(則 100 条の 2・3)。
○修了した場合に、~
○訓練期間1か月 以内 の~
106「c)求職活動関係役務利用費」の支給
要件(則 100 条の 6・7)の 4 行目。
~を利用した場合に支給する。
110「□*5 (田 101 冬の 2 の 5)」【柳 4 】
110「□*5(則 101 条の 2 の 5)」【例外】
か3行目。 至った日の翌日から 起算して 1 箇月以内
140~141「ここをチェック!」図表内。
-

○通年雇用助成金

- ○特定求職者雇用開発助成金(特定就職困 難者<u>コース助成金、生涯現役コース</u>奨励 金)
- ○トライアル雇用助成金
- ○両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コ 一 ス助成金等)(*女性活躍加速化コース 助成金を除く)
- ○障害者トライアル雇用奨励金は廃止

○人材開発支援助成金

○両立支援等助成金(女性活躍加速化<u>ユー</u>ス助成金に限る)

○ (法附則 14条)

平成 29 年度から平成 31 年度までの各年度における失業等給付等に要する費用に係る国庫の負担額については、国庫が負担すべきこととされている額の 100 分の 10 に相当する額とするものとする。

検討を行い、 $\underline{\text{平成 }32}$ 年 4 月 1 日以降できるだけ速やかに、 \sim

○例えば、基本手当の場合、<u>本来負担すべき額(1/4=25%)の55%</u>(つまり13.75%)であったところ、同10%(つまり2.5%)に引き下げられた。

(同助成金は廃止)

- ○通年雇用奨励金
- ○特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困 難者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特 別奨励金)
- ○トライアル雇用奨励金
- ○両立支援等助成金(中小企業両立支援助成金等)(*女性活躍加速化助成金を除く)
- ○障害者雇用促進等助成金 (障害者雇用安 定奨励金、障害者トライアル雇用奨励金 等)

p142「図表内」。

- ○キャリア形成促進助成金
- ○両立支援等助成金(女性活躍加速化助成 金に限る)

p144 「ADVANCE」。

○a) 国庫負担に関する暫定措置 (法附則 13 条) は差替え。

○b)国庫負担に関する暫定措置 (法附則 15 条) の1行目

検討を行い、できるだけ速やかに、~

○同 b) の 3 行目以下、差替え。

【差替①】

ちょっとアドバイス!

特定理由離職者(厚生労働省令で定める者に限る)であって、受給資格に係る離職の日が平成21年3月31日から平成34年3月31日まで(改正前は平成29年3月31日まで)の間であるものに係る基本手当の支給については、当該受給資格者(就職困難者を除く)を特定受給資格者とみなして第20条、第22条及び第23条第1項の規定を適用する。

*「厚生労働省令で定める者」は、雇止めにより離職した者とされた(則附則 18条)。

【差替②】

ここをチェック!

- 1) 受給資格に係る離職の日が**平成34年3月31日以前**である受給資格者(身体障害者等の就職困難者**以外**の受給資格者のうち**特定理由離職者**(厚生労働省令で定める者に限る)である者及び**特定受給資格者**に限る)であって、<u>厚生労働省令で定める基準に照らして雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの(個別延長給付を受けることができる者を除く)については、受給期間内の失業している日について、**所定給付日数を超えて**、基本手当を支給することができるものとする。</u>
- 2) 1)の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、**60 日**(所定給付日数について、受給資格に係る<u>離職の日において 35 歳以上 60 歳未満である特定受給資格者</u>の区分に該当し、かつ、<u>被保険者であった期間が 20 年以上</u>である区分に該当する者にあっては、**30 日**)とするものとすること。

ADVANCE

□第1項の規定の適用がある場合における第28条、第29条、第32条、第33条、「<u>労働政</u> <u>策審議会への諮問</u>」(法72条第1項)及び「<u>船員に関する特例</u>」(法79条の2)の規定 の適用については、「個別延長給付」のあとに「又は附則5条1項の規定による基本手 当の支給(以下「**地域延長給付**」という)」などの文言を加える所要の整備が行われた (4項)。

【差替③】

特定就業促進手当受給者に規定する再離職の日が平成21年3月31日から<u>平成34年3</u>月31日までの間である受給資格者に係る同条の規定の適用については、同条2項中「いずれか」(特定受給資格者に該当するもののこと)とあるのは、「いずれか又は再離職について特定理由離職者(<u>厚生労働省令で定める者に限る</u>)」とする。

*「厚生労働省令で定める者」は、雇止めにより離職した者とされた(則附則23条の2)。

◆訂正表

正	誤	
	p14~15「ここをチェック!」図表内の「行	
	政手引番号」(改正時期の特定できず)。	
○全て 20352	○雇用事業主が2以上の者・民間企業雇用	
	者・国外就労者・国内在住外国人	
○全て <u>20351</u>	○法人の取締役等・生命保険の外務員等・	
	家事使用人・同居の親族・在宅勤務者	
\bigcirc 20303	○派遣労働者	

○行政手引 20368 は削除	○短時間就労者
	p129 (2)「育児休業」の延長:例外 □の 2
	行目
(則 101 条の 11 の 2 <u>の 3</u>)。	(則 101 条の 11 の 2)。

5. 労働保険徴収法

◆新旧対照表

改正後	改正前
	p36「ここをチェック!」1 つ目の□と図表
下記【差替①】	を、差替え。
	○2つ目の□の2行目
(1,000分の 9)	(1,000 分の 11)
	p36~37 「ADVANCE」
	○(1)雇用保険率の弾力的変更(法 12 条 5
	項・7項)の条文内、(2)も同じ
1,000分の9.5から1,000分の17.5まで	1,000分の 11.5 から1,000分の 19.5 まで
1,000分の11.5から1,000分の19.5まで	1,000分の 13.5 から1,000分の 21.5 まで
1,000分の12.5から1,000分の20.5まで	1,000分の 14.5 から1,000分の 22.5 まで
	○(2)雇用保険二事業に係る率の弾力的変
	更(法 12 条 8 項・9 項)の条文内
1,000分の9から1,000分の17まで	1,000 分の 11- から 1,000 分の 19- まで
1,000分の11から1,000分の19まで	1,000 分の 13 から 1,000 分の 21 まで
1,000分の12から1,000分の20まで	1,000分の 14 から1,000分の 22 まで
	P41「Outline」の事例。
*注)雇用保険率の変更に伴い一般保険料	
率も変更となるが、事例内の数値は、あく	
までも「事例」として理解してほしい。	
	p89「ADVANCE」②延滞金の割合の図表内。
○平成 29_年	○平成 28- 年
\bigcirc 9. $0\% \cdot 2. 7\%$	○9. 1 % • 2. 8 %

【差替①】

□**平成 29 年 4 月 1 日から 1 年間**の雇用保険率は、次のとおりである(平 29.4.1 厚労告 170 号)。

	平成 29 年度保険料算定分			
	雇用保険率	事業主負担分	地 / 1 10 2 4 11 11 11 11 11 11	
	(前年度)	(うち雇用保険二事業に係る率)	被保険者負担分	
一般の事業	9/1,000	6/1,000 (3/1,000)	3/1,000	

	(11/1,000)		
農林水産の事業	11/1,000	7/1,000 (3/1,000)	4/1,000
清酒製造の事業	(13/1,000)		
建設の事業	12/1,000	8/1,000 (4/1,000)	4/1,000
	(14/1,000)		